

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

4月22日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、御報告いたします。

1. 新型コロナウイルス感染者の発生状況について

はじめに、むつ市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について御報告いたします。

今年は、3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィークとなったことから、人流の増加による感染拡大が懸念されておりましたが、全国的にみると感染者数の急増は見られませんでした。

一方、当市においては、ゴールデンウィークの前半までは、感染状況は落ち着いておりましたが、後半の5月5日頃から感染者数が激増し、5月20日をピークにその後減少しているものの、5月の1か月で631人の感染者の発生とクラスターが9件確認され、これまでにない感染急拡大となりました。

この9件のクラスターには、むつ総合病院の院内クラスターも含まれております。むつ総合病院によりますと、5月12日に病棟看護師1人の陽性が判明したため、職員及び入院患者の検査を継続して実施した結果、5月21日までに25人の感染が判明したものであります。

この間、当該病棟の入院受け入れを中止したほか、緊急の入院に備え、他の病棟に病床を確保するため、急を要しない検査入院等を先送りするなど、医療提供体制に一部制限が生じておりましたが、5月22日以降、新たな感染者は確認されず、5月24日には通常どおりの診療体制となり、6月1日にクラスターの終息がホームページで周知されております。

また、この度の感染拡大により、むつ保健所の業務がひっ迫したため、青森県から5月23日付けで市に対し職員の派遣要請があり、5月24日から5月31日まで、土日を除く計6日間、3人の職員の派遣を行っております。

現在は、新規感染者数は収束し、新型コロナウイルス感染症に係るむつ市版の感染状況レベル分類ではレベル1「安定的に医療等の対応ができるレベル」となりま

した。

市民の皆様におかれましては、引き続き感染リスクの高い行動は避け、日常生活を送っていただければと存じます。

2. 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画について

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトG）の進捗状況について御報告いたします。

< 3回目接種の状況について >

まず、3回目接種の状況についてであります。4月に実施した、むつマエダアリーナでの大規模接種終了後は、むつ総合病院において実施しており、6月10日現在、12歳以上で2回目接種を終えた方のうち4万2,143人が接種を終え、接種率は93.1%となっております。

< 4回目接種について >

次に、4回目接種についてであります。4回目接種の対象は、60歳以上の方、18歳から59歳までの方のうち基礎疾患を有する方及び重症化のリスクが高いと医師が認める方で、3回目の接種から5か月以上経過した方となります。

接種については、市内医療機関での個別接種を中心に実施することとし、既に5月25日から開始しており、国が定めているワクチン接種の実施期間である9月30日まで実施いたします。

なお、接種券の発送については、基礎疾患を有する方の正確な把握が困難なことから、基礎疾患を有する可能性の高い方全てにお送りすることといたしました。

具体的には、むつ市営大規模接種センター以外で2回目及び3回目を接種した方全員に接種券を送付させていただきます。

したがって、4回目接種の対象とならない方のお手元にも接種券が届く場合もありますが、対象となる方へ確実にお届けするための対応ですので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

3. むつ市PCR検査センターの運用状況について

次に、むつ市PCR検査センターの運用状況について御報告いたします。

青森県PCR検査等無料事業の実施期間が延長されたことに伴い、むつ市PCR

検査センターについては6月30日まで運営することといたしました。

これまでの検査件数は、6月10日現在3,125件となっております。

今後も感染対策に万全を期し、安心して検査を受けていただけるよう努めてまいります。

4. 総合相談窓口及び自宅療養者に対する支援について

次に、総合相談窓口の開設及び自宅療養者に対する支援について御報告いたします。

現在は、平日のみの対応としており、6月10日現在、相談件数は442件、自宅療養者の買い物支援は35件となっております。

今後も市民の皆様の不安解消、自宅療養者が安心して療養できるよう支援してまいります。

5. 経済対策について

次に、経済対策についてであります。先のむつ市議会第164回臨時会で御議決を賜りました事業のうち、開始した主な事業について御報告いたします。

まず、「むつ市あんしん飲食店等・生産者応援金事業」につきましては、5月16日から申請の受付を開始し、6月10日現在、331件の申請を受け付け、123件分、1,213万8,000円の給付を完了しております。

次に、「離職者生活・再就職支援給付金事業」につきましても、5月16日から申請の受付を開始し、6月10日現在、160件の申請を受け付け、32件分、320万円の給付を完了しております。

これらの2事業と国の事業復活支援金等、合わせて5事業につきましては、誘致企業として3月に操業開始した株式会社エスプールグローバルむつBPOセンターへ事務代行の業務委託を行い、特設コールセンターと申請窓口を開設することにより、市民の皆様の申請に係る利便性向上を図っております。

次に、「プレミアム付飲食券事業」につきましては、申込期限の6月3日までに発行予定数1万5,000セットに対し1万5,388セットの申込みをいただいております。6月25日から飲食券の引換販売と同時に市内登録飲食店約140店舗で御利用が可能となります。

次に、「プレミアム付タクシーチケット事業」につきましては、6月25日からマエダ本店ほか市内12か所の販売店及びタクシー事業者8社での販売開始を予定

しております。

次に、「ジオ・スタイル・ウェディング事業」につきましては、市内6か所の写真館及びブライダル事業者において、6月10日から受付を開始しております。申込は先着50組までとなっており、撮影期間は6月15日から令和5年2月28日までとなっております。

次に、「にぎわい再生イベント推進事業」につきましては、むつ市、むつ商工会議所、むつ市観光協会及び下北物産協会で構成する実行委員会が主催又は共催するイベントといたしまして、4月29日と5月3日の両日、むつ桜まつり会場において、スカイランタンや花火の打ち上げ、桜餅の振る舞いを実施しております。また、6月18日には、大湊海自カレー誕生5周年を記念し、「大湊自衛隊グルメフェスティバル2022」を開催することとしております。さらに、実行委員会が経費の一部を補助するイベントといたしまして、6月19日に「第29回大畑海峡サーモン祭り」が開催されることとなっております。

次に、「むつ市のうまいでポケバル推進事業」につきましては、むつ市料理飲食店組合のECサイトにおいて販売している商品の認知度向上につながる各種プロモーションをインターネット上で展開していくこととしております。

次に、むつ市議会第251回定例会で御議決賜りました「むつ市プレミアム付商品券事業」の2次販売につきましては、2万9,040セット、3億4,848万円分を販売しており、市内の登録店にて6月30日まで御利用いただけます。

6. 雇用対策について

次に、雇用対策について御報告いたします。

まず、5月31日で生産業務が終了となったアツギ東北株式会社むつ事業所についてであります。残務整理により雇用が延長された方、早期に退職した方、グループ内企業へ異動となった方等を除いた約330の方が同日をもって離職されました。

このうち、66の方は、業務終了となったむつ工場を賃借して事業を開始することとなった繊維製造業の株式会社シモムラに6月1日付けで再就職しております。

株式会社シモムラは石川県小松市に本社を置き、以前からアツギ東北株式会社と取引があり、工場閉鎖の報道を受け、卓越した糸加工の技術の継承と従業員の方の再就職に協力したいとの思いから、むつ工場の建物と設備を利活用して事業を開始することを決断したと伺っております。

市といたしましては、今後、誘致企業として支援してまいりたいと考えております。

次に、6月1日、再就職を希望する約260人の求職者を対象に、むつ公共職業安定所の協力により「むつ市合同企業説明会」を開催し、市内外から47社の企業に御参加いただき、個別相談を行っていただきました。各企業からの求人総数は290人を超えるものとなり、求職者の方々には、様々な職種の情報を提供することができたものと考えております。御参加いただきました企業の皆様には改めて御礼を申し上げます。

さらに、明日、6月15日には「アツギ東北離職者雇用対策連絡会議」が開催され、効果的な雇用対策に取り組むため、各関係機関が保有する情報や実施している支援策について共有することにより、更に緊密な連携を図ることとしております。

次に、新たな雇用を創出するための企業誘致についてであります。先般、北海道上ノ国町で大規模ハウスによるスマート農業を営む株式会社寅福が当市へ進出することが決定いたしました。株式会社寅福は、ICTを活用したトマトの大規模植物工場を建設する計画であり、事業開始を予定している令和6年には、約100人の地元雇用が創出されることが見込まれております。

今後につきましても、関係機関と一致団結し、地域経済の回復と離職者の皆様の生活の安定と再就職を促進するとともに、引き続き、持続可能な雇用環境の創出と地域経済の発展のための企業誘致に全力で取り組んでまいります。

7. 子育て世帯への臨時特別給付金について

次に、子育て世帯への臨時特別給付金について御報告いたします。

当該給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯への支援として、対象世帯の方に児童一人当たり10万円の一括給付を行うもので、給付実績につきましては、4,545世帯、金額にして7億4,718万円の給付を5月31日に完了しております。

8. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について御報告いたします。

当該給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯への生活支援として、児童一人当たり

一律5万円を給付するもので、全額国費での対応となります。

対象といたしましては、1,100世帯、1,850人を見込んでおり、給付金9,250万円を含む関係予算9,554万9,000円は、給付金を速やかに支給するため5月27日付けで専決処分し、本定例会で御報告することとしております。

今後のスケジュールといたしましては、申請が不要な、本年4月分の児童扶養手当の受給世帯及び児童手当又は特別児童扶養手当の受給世帯のうち本年度分の住民税非課税世帯には、6月30日に支給いたします。

また、直近で収入が減少した世帯などの申請を要する世帯につきましては、7月1日から申請の受付を開始し、同月末日以降の支給を予定しております。

9. 保育施設等の感染症対策の強化について

次に、保育施設等の感染症対策の強化について御報告いたします。

ゴールデンウィーク後、保育施設等において相次いで感染者が確認されたことを踏まえ、保護者の皆様には、「体調不良時は登園しないこと」、「登園中に体調不良がみられた場合の速やかなお迎え」、「陽性が判明した際の速やかな報告」について再度お願いしております。

なお、幼稚園、保育園が臨時休園となった場合に備えた代替保育につきましては、令和4年6月10日現在、登録者数は74人となっております。

また、放課後児童健全育成事業、通称なかよし会の運営につきましては、学校と同様の感染防止対策を講じながら実施するとともに、感染者が確認された場合においても、学校と連携しながら対応しております。

10. 介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等における感染症対策について

次に、介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等における感染症対策について御報告いたします。

当該事業所関連施設の感染症対策につきましては、国及び県から示される通知等に基づき実施されるものであるとともに、市の方針についても適時お伝えし、御協力いただいていたところではありますが、5月中旬、市内障がい者施設において、むつ市内の関連施設では初めてとなるクラスターが発生いたしました。

このことを受けまして、介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等

に対し、三密の回避や手指消毒等の基本的な対策をはじめ、風邪症状がある場合の利用や出勤を控えること、感染者が多発している地域への移動は慎重に判断することなど、改めて感染症対策の徹底に努めていただくよう文書によりお願いしております。

1 1. 市内の小中学校における学校活動等について

次に、市内の小中学校における学校活動等について御報告いたします。

ゴールデンウィーク後、市内における感染者数の増加に伴い、小中学校においても感染者数が増加することとなりました。

市内の小中学校における児童生徒の新規感染者数は、4月の1か月間に29人であったものが、5月の1か月間では162人となり、約5.5倍の増となりました。

市といたしましては、できるだけ休業等の措置をとらない方針としておりましたが、5月の感染拡大を受け、休校措置をとった学校が3校、学級閉鎖の措置をとった学級が5校、14学級となっております。また、検査対象となったこと及び発熱等の症状により、登校できない児童生徒については、ピークとなった5月20日の時点で784人となりました。

5月後半に予定されていた運動会や体育祭につきましては、小学校5校、中学校2校で延期となりましたが、これまでに小学校10校、中学校8校で実施済みであり、残る小学校2校、中学校1校については、7月に実施予定となっております。

6月に入り、新規感染者数が大幅に減少したことから、現在は、休校や学級閉鎖等の措置は行っておりませんが、この度の市内における感染拡大は、多くの児童生徒に影響を及ぼしたところであります。

新型コロナウイルスへの感染等により、出席停止となった児童生徒の学習に関するケアについては、4月27日に、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえた臨時校長会議を開催し、やむを得ず登校できない児童生徒の学習保障について要請いたしました。

要請した内容といたしましては、「学校で使用しているタブレット端末の家庭への持ち帰りによるオンライン授業への参加」、「家庭におけるデジタル教材の活用」、「教科書やワークブック等を活用した自学自習についての指示」、「登校後の学習状況の把握と補充学習の実施」等であり、各小中学校において、学習に遅れが生じないよう児童生徒のケアに努めております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について御報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、今後ともきめ細かな対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。